

広報

人の力が、地域のか。

くらて

## 公金横領事件の報告

全力をあげて  
再発防止に  
取り組んで  
います

～総合福祉センターでの住民説明会の様子～



# 臨時号

2010.2.19 発行

### CONTENTS ～主な内容～

- 公金横領事件について……2～3 町民の皆様へお詫びと報告／事件の概要／公金横領の手口／告訴／責任の所在・損害賠償等／公判
- 住民説明会について……4～5
- 再発防止について……6～7 不祥事発生の原因／改善すべき事項／マニュアルの作成／再発防止策

# 町民の皆様へお詫びと報告

一昨年5月に元会計職員による公金横領事件が発覚し、町民の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことに、心からお詫び申し上げます。今回の行為は、全体の奉仕者である公務員として、絶対にあってはならない行為であります。

職員一人ひとりが今回の不祥事を組織として未然に防止できなかったことを深く心に刻むとともに、町政は町民の皆様の信頼のもとにあるのだという原点に立ち返り、組織としての責務について強く自覚することはもちろんのこと、職員自らの行動が公金全体に対する信頼に大きな影響を及ぼすことを深く認識し、常に自らを厳しく律しなければなりません。

特に管理監督の立場にある者は、率先してその範を示すとともに、所属職員に対して的確な指導・監督を行い、常に職務の執行方法や事務処理過程についてチェックし、その改善・防止策を構築する責務を担うものであります。

私は、今回の不祥事を厳粛に受け止め、町政を預かる最高責任者として、町政に対する信頼を大きく失墜させたことは誠に申し訳なく、お詫び申し上げます。

今後、二度とこのような不祥事を起さないため、また一日も早く町民の皆様の信頼を取り戻せるよう再発防止に向けて、「公金収納と公印使用の管理・適正化にかかる改善方策」をまとめましたので、事件の概要と合わせてご報告いたします。

平成22年2月19日

鞍手町長 柴田好輝

## 事件の概要

本横領事件は、平成20年4月の人事異動をきっかけとして、公金に不明金の存在が明らかとなったものです。平成20年5月下旬、職員が加入している団体生命保険事務取扱手数料に不明金の存在が判明したため、平成20年5月26日、梶原康幸元会計収納対策課職員（以下、元職員という）を問いただすと、本人が横領を認めたことにより発覚したものです。

町では直ちに庁内に「元職員の公金横領調査委員会」を設置して、さらに本人を追及すると、特定目的基金の横領を告白し、一部その事実を確認したため、同28日、元職員を懲戒免職処分にするとともに直方警察署に通報しました。

以後、調査委員会において、横領を立証するため、職員による専従の特別調査班を編成。また、警察や弁護士から全面的な協力を得ながら事件の全容解明に向け調査を行ってきたところです。町議会においても、6

月11日「公金横領に関する調査特別委員会」が設置され、関係者から証人喚問を行うなど23回に及ぶ調査が行われ、平成21年12月16日、最終調査報告書がまとまったところです。

こうした調査を行う中で、職員等の源泉所得税や住民税等新たな横領も判明したことから、横領は、町の公金が5種類、金額で約二億五千七百万円となり、税の加算税等を含めると被害総額は二億六千二百万円を超えることになりました。

しかしながら、全容解明については、横領が長期間にわたること、その手口が巧妙、複雑であることから、その立証は困難を極め、平成21年8月5日、直方警察署に一部の基金について業務上横領罪で告訴するまでに1年2か月間を費やし、平成21年11月19日に元職員が逮捕され、同年12月10日起訴されるに至りました。

この間、町の対応として、平成20年8月、職員等の源泉所得税、住民税及び臨時職員等の社会保障料の横領額について、町の被害額を最小限にと

どめるため、税務署及び関係市町に対し、町の予算財源で補てん納付、未納を解消しています。また、地方自治法の規定に基づき元職員、元収入役及び元会計管理者の賠償責任に關し損害賠償命令を行い、元収入役及び元会計管理者から延滞利息を含む請求額の全額が支払われています。

また、本事件の発覚後、直ちに再発防止策を講じるため、公金管理の方法や点検が甘かった歳入歳出外現金の管理方法などを細かく定めるなど、予算の執行に關し、二重三重のチェックを行う体制に改めました。

## 公金横領の手口

横領の手口は、その会計業務は出納員である自分が行うものとして、取り扱った事務を一人で担当していました。この事務の執行方法を悪用し、基金等の横領や穴埋めを繰り返していました。

### ●特定目的基金

郵便局に貯金していた定額郵便貯金を預け替えるように装って解約していたり、金融機関に預金

(単位:円)

◆公金の種類及び横領(被害)額

区分	横領額	加算金等	被害額
1 特定目的基金	170,996,280		170,996,280
2 団体生命保険事務取扱手数料	13,000,000		13,000,000
3 源泉所得税	63,465,558	4,465,100	67,930,658
4 市町県民税(住民税)	6,574,900	859,800	7,434,700
5 社会保険料	3,200,000		3,200,000
計	257,236,738	5,324,900	262,561,638

※特定目的基金の170,996,280円のうち96,280円は定額郵便貯金の解約利子

※所得税の加算金等は「不納付加算税」「延滞税」の合計額

※市町県民税の加算金等は「過少申告加算金」「延滞金」の合計額

している定期預金等を解約して横領したものです。預貯金を解約する際は、定期証書等に無断で収入役の受領印(公印)を押印し解約しました。解約後は、町の公金口座の一つである「歳入歳出外現金口座(以下、歳計外口座という)」に移し替えたうえで、他の支払いに紛れ込ませたり上乗

せして引き出し横領。また、郵便局の定額郵便貯金を現金で横領してしました。

### ●団体生命保険事務取扱手数料

職員が加入している団体生命保険の保険料は職員の毎月の給料から引き去り、一旦、「歳計外口座」に振り込み、その後、町の収入となる手数料分をあらかじめ控除した額を保険会社等に支払うことになっていきます。

このため、「歳計外口座」に事務取扱手数料が残ることになります。これは、町の歳計現金として会計に歳入処理をしなければなりません。元職員は「歳計外口座」に残ったこの手数料を他の支払いの際に上乘せし、引き出すなどして横領していきました。

### ●源泉所得税

職員や臨時職員等の給与や退職手当に係る所得税は、町が源泉徴収義務者となり給与等から引き去り、一括して納付書を作成し翌月の10日までに直方税務署に納めることになっていきます。

元職員は徴収した税額より過少の額の納付書を

作成して納め、その差額は「歳計外口座」に残し、他の支払いの際に上乘せし引き出すなどして横領していきました。

### ●市町県民税（住民税）

職員の退職に伴う退職手当金に係る市町県民税は分離課税され、退職金から引き去り、「歳計外口座」を経由して関係市町に納付することになっていきます。

元職員は本来の税額よりも過少の税額で申告納税し、その差額は「歳計外口座」に残し、他の支払いの際に上乘せし引き出すなどして横領していきました。

### ●社会保険料

町の臨時職員等の社会保険料は、給与等から引き去り、「歳計外口座」を経由して、福岡銀行の社会保険料の支払い専用口座に振り込み、社会保険事務所から自動的に引き落とされることになっていきます。

元職員は、自動引き落としの期日が引き去りした月の翌月末であることを悪用して、この専用口座に社会保険料の一部しか振り込まず、差額を「歳計外口座」に残し、他の

支払いの際に上乘せし引き出すなどして横領していきました。

## 告訴

### 告訴の内容

元職員は収入役の命により、特定目的基金の財産である定額郵便貯金を業務上保管する立場にありましたが、特定目的基金から合計一億五千九十九万六千二百八十円を横領したとして平成21年8月5日業務上横領罪で直方警察署に告訴されました。

### 告訴事実（一）

元職員は平成10年頃減債基金四千万円、鞍手町職員退職手当基金三千万円、公共施設改築事業引当基金三千万円の合計一億円を横領していきました。その発覚を免れるため、別の基金の財産である定額郵便貯金を解約して横領金を補てんしようとして企て、平成15年5月頃収入役に無断で定額郵便貯金を解約して、その解約金一億四万三千三百円を受領して業務上横領したというものです。

### 告訴事実（二）

元職員はギャンブルの

資金や借金返済の資金にするため、平成15年10月頃から平成16年9月頃までの間に基金の財産である定額郵便貯金を収入役に無断で解約し、その解約金合計五千九十五万二千九百八十円を業務上横領したというものです。

### 責任の所在・損害賠償等

本事件による現時点での町の被害額は、二億六千二百五十六万一千六百三十八円です。

この被害額について、地方自治法において、支出等の権限を持つ会計職員は損害賠償しなければならぬという特別責任が課せられています。このため、平成20年8月18日、町長は町の監査委員に対して、事件の事実関係の確認、会計職員等の町に対する賠償責任の有無及びその賠償額の決定について監査を求めました。

その監査結果を受けて、平成21年6月5日、元職員及び元職員に対する監督義務のあった元収入役と元会計管理者の3名（時効により賠償責任が消滅している職員は除

かれる）に時効消滅分を除いて損害賠償命令を行いました。

### ●会計職員

元職員が収入役室及び会計収納対策課に在籍していた13年間には、賠償責任が時効により免じられる職員がいます。これは、地方自治法に「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する」と定められており、損害賠償責任のある職員は3名となり、時効分を除いた横領額の損害賠償の請求を行いました。

元収入役には被害額の3割とその延滞利息を合わせて千五百二十二万一千七百九十五円を請求し、元会計管理者には被害額の1割とその延滞利息を合わせて二百六十六万四千九百四十二円を請求しその全額が支払われています。

元職員には一億二千八百三十七万五千四百九十三円の損害賠償を請求しましたが、そのうち七十八万三千円の支払いのみ

です。

他の会計職員には、元職員に対する監督義務は存在しないため、地方自治法上の賠償責任を負わないものとされています。

### ●その他の職員

現町長と副町長は職員管理監督の責任を負うものとして、平成20年10月から平成21年3月まで町長は給料の10%、副町長は給料の7%減額、平成20年12月期の期末手当を50%減額しました。

また、2名の監査委員より監査において横領を防止できなかった道義的責任から平成21年度の報酬の50%減額の申し出を受け、町長は減額を行いました。

## 公判

平成22年2月2日、本事件について元職員の初公判が行われ、司法の場に持ち込まれました。今後は、裁判によつてすべての事柄が明らかになると思われます。

# 公金横領事件 住民説明会

公金横領事件住民説明会を平成21年12月に町内3か所で行いました。内容は、今回の公金横領事件の概要についての説明を行い、その後、住民の方々からご意見やご質問をいただきました。ここでは、各会場で質問された主なものを紹介します。

開催日	場 所
12月19日	鞍手町立古月小学校体育館
12月20日	鞍手町総合福祉センター
12月23日	鞍手町中央公民館

## 事件の対応に関すること

**質問** 町が横領事件を解決しようとしていることは評価するが、住民説明会の開催時期が遅い。

**回答** 住民説明会の開催時期については、いろいろ検討しましたが、調査に時間がかかっていること。また、横領の内容を説明することは捜査に影響が出ることなどを考慮し、告訴や起訴を一つの目安と考慮していたためです。遅くなったことをお詫びします。

## 横領額・被害額に関すること

**質問** 横領されたお金をこれからどうするか具体的に説明してほしい。

**回答** 元職員は、お金を持っていません。この被害額をどのようにして片付けるか、現時点では具体的な方法は決まっています。行政評価や行財政改革などを推進し、もう一度原点に返って方向性を見出していきます。それができたら皆さんに報告させていただきます。

**質問** この横領事件には人件費など多額の費用がかかっているが、どのくらいか。所得の補てんについて、なぜ説明をしなかったのか。

**回答** 調査は専従の職員で行っており調査にかかる費用は六千二百万円以上になると思います。

源泉所得税の横領は税務署に届け出ました。源泉徴収義務者は鞍手町長です。早急に納入しないと税務署からさらに加算税等が加算されるので、町の被害を最小限にとどめるため、一般財源を取り崩して支払いました。

## 議会・百条委員会に関すること

**質問** 町長や副町長の退職手当を減額する条例が継続審議となったが、会計事務については議会もチェックしていたはずである。百条委員会を23回も開いて議員は何も減額しないのはおかしい。百条委員会の23回開いた経費はどのくらいかかったのか。

**回答** 退職手当削減案は元職員が起訴されたことを受けての提案でした。議会が継続審議としたのは、総合的に判断された結果だと思えます。百条委員会の費用は、およそ二百二十万円かかっています。

## 監査に関すること

**質問** 監査のあり方について、民間は上期・下期と年2回ある。交際費などの出し入れについても不正がないかを見る。町の監査は簡単に済まされているのではないか。民間は徹底して行う。町の監査の仕方はわけのわからないことをしていると思う。現在、直方署で告訴したうち五千万円の立件に向けて解明しているというが、町がなぜできないのか。2年前にも事件があり、そのときも見つけられなかったのだから町の責任は重い。わかりやすく説明してほしい。

**回答** 民間は短い周期で監査しています。監査のときは担当者には休暇をとらせるなど厳しく行っているとあります。町はこれまで慣例的な方法で行っていましたが、現在は監査基準等を改め対策を講じています。町の告訴は、基金の一億五千万円で行っていますが、起訴されているのは一億円であり、残りの五千万円の立件については警察の捜査に協力しながら解明しています。監査委員は2人います。非常勤です。毎月の出納検査、基金審査がありますが、事件が発覚する前は、毎月の預貯金の残高証明をとらず、一部預金証書などで監査を行っていたなど検査の方法において欠陥がありました。今後は、監査の質をあげていきます。



**損害賠償請求・被害額補てん協力に関する事**

**質問**

町長や副町長の退職手当の減額条例案が継続審議となったが、前町長、前助役は責任をとっていない。道義的責任があるというが、何もしなくていいの。わが国には社会的、道義的というものがあり、これは美徳である。町民は前町長の考えに大きな疑問を持っている。町は前町長の責任（横領金の補てんの協力）を求めざるべきである。

**回答**

地方自治法では、会計職員が損害賠償責任を負う期間は5年と定められています。町長が行政処分できる人には、監査委員に監査してもらい損害賠償請求をしました。町長、助役や監査委員には地方自治法に基づく賠償請求はできず、損害賠償責任の対象から除かれています。町長に損害賠償しなければならぬ責任があるかどうかは、個別具体的な違法行為をしたという証拠があればできますが、現実にはできません。町長には、一定の責任があると思っていますが、それだけで法律に基づいて前町長を訴えることはできません。このため、前町長、前助役に被害額の補てんの協力という形でお願ひしていますが、現在まで前向きな回答をもらっていません。また、裁判を起こすためには弁護士費用などが必要であり、町の予算を使って裁判することはできないと考えています。

**町の責任等に関する事**

**質問**

町の行政には、事件が発覚したときの監督責任がある。平成17年にも公金の着服があった。そのときに他にもあるかもしれないという認識を持たなかったのか。そのとき、徹底的に調査をするなりしておれば、横領額は減っていたはずである。

**回答**

税の着服と少し違つかも少しはあります。過去の横領事件の反省が生かされなかった点の発覚を受け、すべての会計事務をチェックし対策を講じ、再発防止に万全を期しています。

**質問**

この横領の責任は前執行部にある。何としてでも責任を求めたい。文書をもって、説明会に出席している人の総意として、前町長に働きかけてほしい。

**回答**

事件発覚後、前関係者と話をしました。前町長や前助役には法的責任はなく、損害賠償責任は民事なので難しいところがあります。方法、内容については検討させていただきます。

**再発防止に関する事**

**質問**

もう少し人事のあり方、特にお金を扱う部署は、ローテーションをシビアにしたい。

**回答**

町の人事異動は総務課でデータを作成し、副町長にあげ、その後町長が決裁を行います。管理職の異動は町長が行い、他の職員は副町長が人事異動案を作成しています。原則3年から5年で異動を行っています。専門的な能力を要する部署はどうしても長くなります。

**質問**

以前、税の横領があったが、現在、監査をどのようにしているのか。今は書類の偽物は簡単に作ることができている。監査の仕方がより重要となっていると思うが。

**回答**

役場の事務は一人に任せきりにしないで、2、3人でチェックする体制をとっています。支払いに関しては領収書でチェックしたり、預貯金については金融機関の残高証明を取り寄せ照合確認をしています。

**質問**

公印の保管、使用は、民間なら印鑑請求簿というものがあって、決裁を受けなければ使用することはできない。公文書偽造するのを見ていただけではないか。職員は反省していない。もう少しシビアに仕事をしてもらいたい。

**回答**

公印は、ご指摘のとおりです。現在は徹底的に管理しています。これから、公印管理者を置くなどの方法を検討していきます。

# 公金横領事件再発防止策

この事件については、発覚以来、町民の皆さんをはじめ議員各位から貴重なご意見やご提言をいただきました。

そこで、再発防止策を速やかに講ずるため、「公金横領事件再発防止委員会」を設置し、公金管理のあり方を根本から見直すとともに、その対策を検討し、「公金収納と公印使用の管理・適正化にかかる改善方策」を策定しました。

報告書は、現時点で考えられる改善策と防止策を掲げたものであり、事件の原因調査や本委員会及び部会での意見、提案、議論など、その検討結果を踏まえ、再発防止策を取りまとめたものです。これを職員及び管理監督の立場にある者に徹底することにより、全庁一丸となつて、この改善方策を速やかに実行していくとともに、不正・不祥事に対する危機意識や

倫理観を高め、その徹底を図ってまいります。今回、ここに概略について報告をさせていただきます。

## 不祥事発生の原因

事件を検証した結果、次のことが事件発生の原因と考えられます。

### ●管理者のチェック体制の不備

元職員は、会計業務である基金の運用や歳入歳出外現金（以下、歳計外現金という）の出納事務を一人で行っており、組織としてのチェックを怠っていたことが、この事件を誘発した大きな原因でした。とりわけ管理者の元職員に対する過剰な信頼があつたため、管理者としてのチェックが機能しませんでした。

①基金の運用については、財産管理者に対しては、財産管理者に対する協議、報告がなかつたこと

②基金台帳については、基金台帳を整理せず、それに代えて基金の運用状況一覧表で整理していたこと

③元職員が出納員になつてからは、証書の金額と現在高の計数が一致しているかどうかの確認をせず、また、証書がどの基金のものかを突き合わせての確認がされていなかったこと

④金庫の鍵については、元収入役（会計管理者）と出納員である元職員が持つていたため、会計管理者がいなくとも金庫内に入ることができたこと

⑤歳計外現金の伝票等については、監査対象外として元職員は監査に提出していなかったこと

⑥歳計外現金の出納については、元収入役（会計管理者）の元職員に対する過剰な信頼があつたため、元職員が

出納事務を一人で行っており、源泉所得税や住民税並びに団体生命保険事務取扱手数料及び社会保険料を長年にわたつて横領していたこと

## 改善すべき事項

公金横領事件再発防止委員会が全庁的に行つた公金管理の事務処理に関する現況調査において、次のとおり平成21年4月1日に施行した「鞍手町公金管理及び運用基準」に沿い、今後は次のように改善することとしました。

### ●基金の運用管理

①基金の整理期間については、法令の定めに基づき行うこと

②財産管理者は、基金の異動や増減を正確に基金台帳に記録すること

③会計管理者は、財産管理者の送付する基金の異動通知により、基金

台帳に記録すること

④基金の運用管理にあつたつては、「鞍手町公金管理及び運用基準」に沿つて、課・局全体で実務にあたること

⑤会計管理者は、例月監査において証書等の残高証明書の提出を行い、基金台帳については、不定期に監査に提出すること

### ●決裁及び証書・公印の管理

①決裁については、「鞍手町事務決裁規程」及び「鞍手町会計管理者の権限に属する事務及び町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を厳守すること

②金庫の開閉については、会計管理者（不在時は、出納員）に限定し、金庫からの書類・公印の持ち出しは複数

の職員で行うこと

③証書の管理については、会計管理者が行うが、その際には証書と基金台帳の照合を不定期に行い、併せて証書の原本確認を徹底すること

④会計管理者の公印の管理及び押印については、会計管理者（不在時は、出納員）に限定

時は、出納員）に限定すること

⑤公印の管理については、「鞍手町公印に関する規程」を遵守するよう課・局職員に周知徹底を図り、公印の管理及び押印は課・局の管理者（不在時は、班長等）が行うこととする

### ●歳計外現金の管理

①現金出納補助簿を作成すること

②出し入れについては、複数の職員で行うこと

③一時預かり金ではあるが、例月監査の対象とすること

④収入・支出命令については、「鞍手町事務決裁規程」に基づいて行うこと

### ●チェック体制の確立

現金等を取り扱う業務については、不正や事務処理ミスが未然に防げるような仕組みを構築するとともに、チェック機能の確立や公金に対する職員の意識改革を行っていきます。

## マニュアルの作成

公金管理の事務処理手続きに関するマニュアルはほとんどの部署で作成

されておらず、リスクを回避するためには、公金収納事務の取り扱いマニュアルを作成する必要があり、公金横領事件再発防止委員会では、公金の取り扱いについて、統一的なルールによる手続きや処理を行うため、全庁的な指針となる「公金取り扱いマニュアル」を作成しました。

### ●公金取り扱いマニュアルの骨子

マニュアルは、公金の取り扱いに関して、チェック体制を確立し、公金等を厳正に取り扱うことを目的としています。その内容としては、法令・規則等で規定されている諸手続を踏まえ、対象とする公金の取り扱いについて、収納、集計、保管、納入、記録等を各管理段階で確実にチェックできるよう工夫していきます。

### 再発防止策

再発防止対策については、今後の内部チェックシステムの確立や公金等の厳正な管理が必要不可欠です。

今後は、全職員が防止

策を速やかに具現化し、着実に実行していかねばなりません。そのため、次のことについて取り組みます。

### ●危機管理の徹底

不祥事が発生した要因は、元職員に公金や公印を扱う公務員としての倫理意識が欠如したことにありますが、チェックできなかつた組織や危機感の欠如、内部統制環境が機能していなかったことが原因の一つでもあります。よって、不祥事の再発を防止するためには法令遵守及び組織内の危機管理の徹底が図られた組織へと再構築していく必要があります。併せて、職員一人ひとりが法令遵守の徹底はもとより、危機管理への強い問題意識を持たなければなりません。

不祥事防止のために、職員は危機管理を他人の課題としてではなく自己の課題として自覚し、次の行動意識を絶えず持つ必要があります。

- ①常に町民の立場から判断・行動・対応すること
- ②事務を行う中で手続き等を十分に確認し、日

常的な点検を行うこと  
③書類の確認等については、「鞍手町財務規則」に基づき厳格に行うこと

④内部調査については、不定期に行い、事務処理手順など課・局での取り組み状況を確認すること

⑤「公金取り扱いマニュアル」に基づき、確実な公金管理を徹底すること

⑥「鞍手町公印に関する規程」に基づき、確実な公印管理を徹底すること

### ●職員の意識改革

今回の事件は、まず、職員の意識の中に公金を取り扱っているという意識や、認識が欠如していました。加えて、内部のチェックが十分に機能しておらず取り扱い担当者  
の意思により、公印の不正使用・公金の横領ができたことや、職場におけるコミュニケーションが不足していたこと等が要因です。

一部の所属課で起こったことではなく、職員一人ひとりがこうした事態を自らのことと重く受け止め、危機感を持って意

識改革を行い、再発防止対策を確実に実行しなければなりません。

このため、全職場に再発防止策を周知するとともに、全職員を対象とした法令遵守研修をはじめとした各種研修を実施し、服務規律の確立に努めることとします。

### ●内部チェック機能の強化

不祥事防止のために、引き続き、所属長や担当者が集まり、不祥事に発展したかもしれない突発的な事象やミスの洗い出しを行います。また、現状の不備により予測される不正リスクの検討を行います。

### ●事務引き継ぎの徹底

事務引き継ぎは、文書管理の徹底とそれを後任者に確実に引き継ぎ、後任者は単に説明を受けるのではなく、法令・規則等を把握するとともに、管理・運営に関して理解する必要があります。特に、公有財産・物品・債権及び基金等については、文書引き継ぎのみで処理することなく、その内容の把握や確認を行うこととします。

### ●人事異動の徹底

職員の意識改革や職場の活性化を図る観点から、特に現金を取り扱う職員については、長期間にわたって同一職場に配置することがないような人事異動を行うこととします。

### ●職員倫理の確立

職員の職務に係る倫理の確立に資する必要な事項を定め、職務の執行の公正さを確立し、町民福祉の増進に奉仕するという職員の意識を高め、町民の信頼を確保することを目的として平成21年11月24日に「鞍手町職員の倫理に関する規則」を施行しました。

職員は、「鞍手町職員の倫理に関する規則」第3条「基本的心構え」及び第4条「倫理行動規準」の規定を遵守し、公務に対する町民の信頼確保に努めなければなりません。また、管理監督者は、第5条「管理監督者の責任」の規定を遵守し、他の職員の模範とならなければなりません。さらに、職員は、第6条「利害関係者との接触に関する原則」の規定を遵守し、職務遂行の公正さに対す

る町民の信頼を損なう行為をしてはならず、第7条「公金及び公物の管理に関する原則」の規定を遵守し、その管理及び執行にあたっては、法令等の規定に従い厳正かつ的確に処理しなければならぬこととしています。

今後は、町政の推進に携わる職員として原点に立ち返り、職員自らの行動が公務全体に対する町民の信頼に大きな影響を及ぼすことを、重く受け止め、二度と町民の信頼を裏切らないという強い決意のもとに、地方公務員としての規律や法令遵守、服務義務について今まで以上に注意を払い、より一層公務精励に努めてまいります。

# 公金横領事件の報告

\*\*\* 問い合わせ先 \*\*\*

鞍手町役場 総務課 TEL 0949-42-2111



広報くらて 臨時号

平成 22 年 2 月 19 日発行

---

編集●広報くらて編集委員会  
発行●鞍手町

印刷●社会福祉法人 福岡コロニー

---

■ 鞍手町役場

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地  
電話 (0949) 42 局 2111 番 / ファックス (0949) 42 局 5693 番

■ 鞍手町ホームページアドレス

パソコンから <http://www.town.kurate.fukuoka.jp>  
携帯電話から <http://www.town.kurate.fukuoka.jp/i/>

---